

『日本チェンバロ協会 年報』内規

1. 日本チェンバロ協会は、会員の協会活動を支援するために、年報を刊行する。
  - (2) 年報は年1回、刊行する。
  
2. 年報を刊行するために、協会に「日本チェンバロ協会年報編集委員会」を設置する。
  - (2) 編集委員会は、協会代表、副代表、運営委員2名以上、編集幹事若干名によって構成される。
  - (3) 協会代表が委員長となる。ただし、委員会の了解を得て、委員長代理をおくことができる。
  
3. 年報は、編集委員会企画論文、編集委員会企画によるシンポジウムや座談会などの記録、前年度の「チェンバロの日」記録、自由投稿論文、研究報告あるいは研究ノート、楽器紹介、研究書紹介、口絵、協会の活動記録などから構成される。また必要に応じて、項目を追加することができる。
  
4. 年報への投稿者は、日本チェンバロ協会の会員に限る。ただし共同研究であって筆頭執筆者以外のメンバーに非会員が含まれている場合はこの限りではない。また編集委員会が特に必要と認めた場合には非会員の寄稿を受け付けることがあります。
  - (2) 論文および「研究と報告」の投稿は、それぞれ採・否にかかわらず会員一人あたり1巻(1年)につき1本を限度とする。共同執筆の場合もこれに準じる。
  
5. 執筆要領については、別途定める。

(2016年5月14日)